

中華人民共和国外貨管理条例（日本語訳）

出典：中国政府網（www.gov.cn）掲載「中華人民共和国外匯管理条例」（2008年8月5日国务院令第532号、2008年改正版、公布の日から施行）

https://www.gov.cn/zwgk/2008-08/06/content_1066085.htm

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、「事业单位」は中国の公的機関の類型を指す語であるため「事業単位」とした。

沿革：1996年1月29日中華人民共和國国务院令第193号により公布。1997年1月14日「《中華人民共和国外貨管理条例》の改正に関する国务院の決定」により改正。2008年8月1日国务院第20回常务会议で改正案可決、2008年8月5日国务院令第532号により公布・施行。（国家外貨管理局「現行有効外貨管理主要法規目録（2026年6月30日現在）」でも本版が現行有効とされている。）

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】 为了加强外汇管理，促进国际收支平衡，促进国民经济健康发展，制定本条例。

【訳文】 外貨管理を強化し、国際収支の均衡を促進し、国民経済の健全な発展を促進するため、この条例を制定する。

第二条

【原文】国务院外汇管理部门及其分支机构（以下统称外汇管理机关）依法履行外汇管理职责，负责本条例的实施。

【訳文】国务院外貨管理部門及びその分支機構（以下「外貨管理機関」と総称する。）は、法により外貨管理の職責を履行し、この条例の実施に責任を負う。

第三条

【原文】本条例所称外汇，是指下列以外币表示的可以用作国际清偿的支付手段和资产：

- （一）外币现钞，包括纸币、铸币；
- （二）外币支付凭证或者支付工具，包括票据、银行存款凭证、银行卡等；
- （三）外币有价证券，包括债券、股票等；
- （四）特别提款权；
- （五）其他外汇资产。

【訳文】この条例において外貨とは、外国通貨で表示された、国際的な決済に用いることができる次に掲げる支払手段及び資産をいう。

- （1）外国通貨の現金（紙幣及び硬貨を含む。）
- （2）外国通貨建ての支払証憑又は支払手段（手形、銀行預金証書、銀行カード等を含む。）
- （3）外国通貨建ての有価証券（債券、株式等を含む。）
- （4）特別引出権
- （5）その他の外貨資産

第四条

【原文】境内机构、境内个人的外汇收支或者外汇经营活动，以及境外机构、境外个人在境内的外汇收支或者外汇经营活动，适用本条例。

【訳文】境内機構及び境内個人の外貨収支又は外貨経営活動並びに境外機構及び境外個人の境内における外貨収支又は外貨経営活動には、この条例を適用する。

第五条

【原文】国家对经常性国际支付和转移不予限制。

【訳文】国は、経常的な国際支払及び移転を制限しない。

第六条

【原文】国家实行国际收支统计申报制度。

国务院外汇管理部门应当对国际收支进行统计、监测，定期公布国际收支状况。

【訳文】国は、国際収支統計申告制度を実施する。

國務院外貨管理部門は、国際収支について統計及びモニタリングを行い、定期的に国際収支の状況を公表しなければならない。

第七条

【原文】经营外汇业务的金融机构应当按照国务院外汇管理部门的规定为客户开立外汇账户，并通过外汇账户办理外汇业务。

经营外汇业务的金融机构应当依法向外汇管理机关报送客户的外汇收支及账户变动情况。

【訳文】外貨業務を經營する金融機関は、國務院外貨管理部門の規定に従って顧客のために外貨口座を開設し、外貨口座を通じて外貨業務を取り扱わなければならない。

外貨業務を經營する金融機関は、法により外貨管理機関に顧客の外貨収支及び口座の変動状況を報告しなければならない。

第八条

【原文】中华人民共和国境内禁止外币流通，并不得以外币计价结算，但国家另有规定的除外。

【訳文】中華人民共和国の境内においては、外国通貨の流通を禁止し、かつ、外国通貨による価格表示及び決済をしてはならない。ただし、国に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第九条

【原文】境内机构、境内个人的外汇收入可以调回境内或者存放境外；调回境内或者存放境外的条件、期限等，由国务院外汇管理部门根据国际收支状况和外汇管理的需要作出规定。

【訳文】境内機構及び境内個人の外貨収入は、境内に回収し、又は境外に預け置くことができる。境内への回収又は境外への預け置き条件、期限等は、國務院外貨管理部門が国際収支の状況及び外貨管理の必要に応じて定める。

第十条

【原文】国务院外汇管理部门依法持有、管理、经营国家外汇储备，遵循安全、流动、增值的原则。

【訳文】國務院外貨管理部門は、安全性、流動性及び価値の増大の原則に従い、法により国家の外貨準備を保有し、管理し、運用する。

第十一条

【原文】国际收支出现或者可能出现严重失衡，以及国民经济出现或者可能出现严重危机时，国家可以对国际收支采取必要的保障、控制等措施。

【訳文】国際収支に重大な不均衡が生じ若しくは生ずるおそれがあるとき、又は国民経済に重大な危機が生じ若しくは生ずるおそれがあるときは、国は、国際収支について必要な保障、規制等の措置をとることができる。

第2章 經常項目の外貨管理（第二章 经常项目外汇管理）

第十二条

【原文】经常项目外汇收支应当具有真实、合法的交易基础。经营结汇、售汇业务的金融机构应当按照国务院外汇管理部门的规定，对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。

外汇管理机关有权对前款规定事项进行监督检查。

【訳文】經常項目の外貨収支は、真実かつ合法な取引の基礎を有するものでなければならない。外貨の買取（結匯）及び売渡（售匯）の業務を經營する金融機関は、國務院外貨管理部門の規定に従い、取引証憑の真実性及びそれと外貨収支との一致性について合理的な審査を行わなければならない。

外貨管理機関は、前項に定める事項について監督検査を行う権限を有する。

第十三条

【原文】经常项目外汇收入，可以按照国家有关规定保留或者卖给经营结汇、售汇业务的金融机构。

【訳文】經常項目の外貨収入は、国の関係規定に従い、保有し、又は外貨の買取及び売渡の業務を經營する金融機関に売却することができる。

第十四条

【原文】经常项目外汇支出，应当按照国务院外汇管理部门关于付汇与购汇的管理规定，凭有效单证以自有外汇支付或者向经营结汇、售汇业务的金融机构购汇支付。

【訳文】經常項目の外貨支出は、外貨の支払及び購入に関する國務院外貨管理部門の管理規定に従い、有効な証憑に基づき、自己保有の外貨で支払い、又は外貨の買取及び売渡の業務を經營する金融機関から外貨を購入して支払わなければならない。

第十五条

【原文】 携带、申报外币现钞出入境的限额，由国务院外汇管理部门规定。

【訳文】 外国通貨の現金を携帯し又は申告して出入境する場合の限度額は、国务院外貨管理部門が定める。

第3章 資本項目の外貨管理（第三章 资本项目外汇管理）

第十六条

【原文】 境外机构、境外个人在境内直接投资，经有关主管部门批准后，应当到外汇管理机关办理登记。

境外机构、境外个人在境内从事有价证券或者衍生产品发行、交易，应当遵守国家关于市场准入的规定，并按照国务院外汇管理部门的规定办理登记。

【訳文】 境外機構又は境外個人が境内で直接投資を行うときは、関係主管部門の承認を得た後、外貨管理機関で登記手続をしなければならない。

境外機構又は境外個人が境内で有価証券又は派生商品の発行又は取引に従事するときは、市場参入に関する国の規定を遵守し、かつ、国务院外貨管理部門の規定に従って登記手続をしなければならない。

第十七条

【原文】 境内机构、境内个人向境外直接投资或者从事境外有价证券、衍生产品发行、交易，应当按照国务院外汇管理部门的规定办理登记。国家规定需要事先经有关主管部门批准或者备案的，应当在外汇登记前办理批准或者备案手续。

【訳文】 境内機構又は境内個人が境外に直接投資を行い、又は境外の有価証券若しくは派生商品の発行若しくは取引に従事するときは、国务院外貨管理部門の規定に従って登記手続をしなければならない。国の規定により事前に関係主管部門の承認又は届出を要するときは、外貨登記の前に承認又は届出の手続をしなければならない。

第十八条

【原文】 国家对外债实行规模管理。借用外债应当按照国家有关规定办理，并到外汇管理机关办理外债登记。

国务院外汇管理部门负责全国的外债统计与监测，并定期公布外债情况。

【訳文】国は、対外債務について規模管理を実施する。対外債務の借入れは、国の関係規定に従って行い、かつ、外貨管理機関で対外債務登記の手続をしなければならない。
国務院外貨管理部門は、全国の対外債務の統計及びモニタリングに責任を負い、定期的に対外債務の状況を公表する。

第十九条

【原文】提供对外担保，应当向外汇管理机关提出申请，由外汇管理机关根据申请人的资产负债等情况作出批准或者不批准的决定；国家规定其经营范围需经有关主管部门批准的，应当在向外汇管理机关提出申请前办理批准手续。申请人签订对外担保合同后，应当到外汇管理机关办理对外担保登记。

经国务院批准为使用外国政府或者国际金融组织贷款进行转贷提供对外担保的，不适用前款规定。

【訳文】対外保証を提供するときは、外貨管理機関に申請しなければならず、外貨管理機関は、申請者の資産負債等の状況に基づき、承認又は不承認の決定をする。国の規定によりその経営範囲について関係主管部門の承認を要するときは、外貨管理機関に申請する前に承認の手続をしなければならない。申請者は、対外保証契約を締結した後、外貨管理機関で対外保証登記の手続をしなければならない。

国務院の承認を得て、外国政府又は国際金融組織の貸付金を用いて転貸を行うために対外保証を提供するときは、前項の規定を適用しない。

第二十条

【原文】银行业金融机构在经批准的经营范围內可以直接向境外提供商业贷款。其他境内机构向境外提供商业贷款，应当向外汇管理机关提出申请，外汇管理机关根据申请人的资产负债等情况作出批准或者不批准的决定；国家规定其经营范围需经有关主管部门批准的，应当在向外汇管理机关提出申请前办理批准手续。

向境外提供商业贷款，应当按照国务院外汇管理部门的规定办理登记。

【訳文】銀行業金融機関は、承認された経営範囲内において、境外に直接商業貸付を提供することができる。その他の境内機構が境外に商業貸付を提供するときは、外貨管理機関に申請しなければならず、外貨管理機関は、申請者の資産負債等の状況に基づき、承認又は不承認の決定をする。国の規定によりその経営範囲について関係主管部門の承認を要するときは、外貨管理機関に申請する前に承認の手続をしなければならない。

境外に商業貸付を提供するときは、国務院外貨管理部門の規定に従って登記手続をしなければならない。

第二十一条

【原文】資本項目外汇收入保留或者卖给经营结汇、售汇业务的金融机构，应当经外汇管理机关批准，但国家规定无需批准的除外。

【訳文】資本項目の外貨収入を保有し、又は外貨の買取及び売渡の業務を經營する金融機関に売却するときは、外貨管理機関の承認を得なければならない。ただし、国の規定により承認を要しないときは、この限りでない。

第二十二条

【原文】資本項目外汇支出，应当按照国务院外汇管理部门关于付汇与购汇的管理规定，凭有效单证以自有外汇支付或者向经营结汇、售汇业务的金融机构购汇支付。国家规定应当经外汇管理机关批准的，应当在外汇支付前办理批准手续。

依法终止的外商投资企业，按照国家有关规定进行清算、纳税后，属于外方投资者所有的人民币，可以向经营结汇、售汇业务的金融机构购汇汇出。

【訳文】資本項目の外貨支出は、外貨の支払及び購入に関する国务院外貨管理部門の管理規定に従い、有効な証憑に基づき、自己保有の外貨で支払い、又は外貨の買取及び売渡の業務を經營する金融機関から外貨を購入して支払わなければならない。国の規定により外貨管理機関の承認を要するときは、外貨の支払の前に承認の手続をしなければならない。

法により終了した外商投資企業が、国の関係規定に従って清算及び納税を行った後に外国側投資者の所有に属する人民元は、外貨の買取及び売渡の業務を經營する金融機関から外貨を購入して送金することができる。

第二十三条

【原文】資本項目外汇及结汇资金，应当按照有关主管部门及外汇管理机关批准的用途使用。外汇管理机关有权对资本项目外汇及结汇资金使用和账户变动情况进行监督检查。

【訳文】資本項目の外貨及び外貨売却により得た資金は、関係主管部門及び外貨管理機関が承認した用途に従って使用しなければならない。外貨管理機関は、資本項目の外貨及び外貨売却により得た資金の使用及び口座の変動の状況について監督検査を行う権限を有する。

第4章 金融機関の外貨業務の管理（第四章 金融机构外汇业务管理）

第二十四条

【原文】金融机构经营或者终止经营结汇、售汇业务，应当经外汇管理机关批准；经营或者终止经营其他外汇业务，应当按照职责分工经外汇管理机关或者金融业监督管理机构批准。

【訳文】金融機関が外貨の買取及び売渡の業務の経営を開始し又は終了するときは、外貨管理機関の承認を得なければならない。その他の外貨業務の経営を開始し又は終了するときは、職責の分担に従い、外貨管理機関又は金融業監督管理機構の承認を得なければならない。

第二十五条

【原文】外汇管理机关对金融机构外汇业务实行综合头寸管理，具体办法由国务院外汇管理部门制定。

【訳文】外貨管理機関は、金融機関の外貨業務について総合持高管理を実施する。具体的な弁法は、国务院外貨管理部門が制定する。

第二十六条

【原文】金融机构的资本金、利润以及因本外币资产不匹配需要进行人民币与外币间转换的，应当经外汇管理机关批准。

【訳文】金融機関の資本金、利益及び自国通貨と外国通貨の資産の不一致により人民元と外国通貨の間で転換を行う必要があるものについては、外貨管理機関の承認を得なければならない。

第5章 人民元為替レート及び外国為替市場の管理（第五章 人民币汇率和外汇市场管理）

第二十七条

【原文】人民币汇率实行以市场供求为基础的、有管理的浮动汇率制度。

【訳文】人民元の為替レートは、市場の需給を基礎とする管理された変動為替相場制度を実施する。

第二十八条

【原文】经营结汇、售汇业务的金融机构和符合国务院外汇管理部门规定条件的其他机构，可以按照国务院外汇管理部门的规定在银行间外汇市场进行外汇交易。

【訳文】外貨の買取及び売渡の業務を經營する金融機関及び國務院外貨管理部門の定める要件に適合するその他の機構は、國務院外貨管理部門の規定に従い、銀行間外国為替市場において外貨取引を行うことができる。

第二十九条

【原文】外汇市场交易应当遵循公开、公平、公正和诚实信用的原则。

【訳文】外国為替市場の取引は、公開、公平、公正及び信義誠実の原則に従わなければならない。

第三十条

【原文】外汇市场交易的币种和形式由国务院外汇管理部门规定。

【訳文】外国為替市場の取引の通貨の種類及び形式は、國務院外貨管理部門が定める。

第三十一条

【原文】国务院外汇管理部门依法监督管理全国的外汇市场。

【訳文】國務院外貨管理部門は、法により全国の外国為替市場を監督管理する。

第三十二条

【原文】国务院外汇管理部门可以根据外汇市场的变化和货币政策的要求，依法对外汇市场进行调节。

【訳文】國務院外貨管理部門は、外国為替市場の変化及び金融政策の要請に応じて、法により外国為替市場の調節を行うことができる。

第6章 監督管理（第六章 監督管理）

第三十三条

【原文】外汇管理机关依法履行职责，有权采取下列措施：

- （一）对经营外汇业务的金融机构进行现场检查；
- （二）进入涉嫌外汇违法行为发生场所调查取证；

（三）询问有外汇收支或者外汇经营活动的机构和个人，要求其对与被调查外汇违法事件直接有关的事项作出说明；

（四）查阅、复制与被调查外汇违法事件直接有关的交易单证等资料；

（五）查阅、复制被调查外汇违法事件的当事人和直接有关的单位、个人的财务会计资料及相关文件，对可能被转移、隐匿或者毁损的文件和资料，可以予以封存；

（六）经国务院外汇管理部门或者省级外汇管理机关负责人批准，查询被调查外汇违法事件的当事人和直接有关的单位、个人的账户，但个人储蓄存款账户除外；

（七）对有证据证明已经或者可能转移、隐匿违法资金等涉案财产或者隐匿、伪造、毁损重要证据的，可以申请人民法院冻结或者查封。

有关单位和个人应当配合外汇管理机关的监督检查，如实说明有关情况并提供有关文件、资料，不得拒绝、阻碍和隐瞒。

【訳文】外貨管理機関は、法により職責を履行するに当たり、次に掲げる措置をとる権限を有する。

（1）外貨業務を經營する金融機関に対して実地検査を行うこと。

（2）外貨違法行為が発生した疑いのある場所に立ち入って調査し、証拠を収集すること。

（3）外貨収支又は外貨經營活動を行う機構及び個人に質問し、調査対象の外貨違法事件に直接関係する事項について説明を求めること。

（4）調査対象の外貨違法事件に直接関係する取引証憑等の資料を閲覧し、複製すること。

（5）調査対象の外貨違法事件の当事者並びにこれに直接関係する法人その他の団体及び個人の財務会計資料及び関連文書を閲覧し、複製すること。移転され、隠匿され又は毀損されるおそれのある文書及び資料については、封印して保存することができる。

（6）国务院外貨管理部門又は省級外貨管理機関の責任者の承認を得て、調査対象の外貨違法事件の当事者並びにこれに直接関係する法人その他の団体及び個人の口座を照会すること。ただし、個人の貯蓄預金口座を除く。

（7）違法資金等の事件に関わる財産を既に移転し若しくは隠匿し又はそのおそれがあること、又は重要な証拠を隠匿し、偽造し若しくは毀損したことを証明する証拠があるときは、人民法院に凍結又は差押えを申し立てること。

関係する法人その他の団体及び個人は、外貨管理機関の監督検査に協力し、関係する状況を事実のとおり説明し、関係する文書及び資料を提供しなければならない、これを拒み、妨げ、又は隠してはならない。

第三十四条

【原文】外汇管理机关依法进行监督检查或者调查，监督检查或者调查的人员不得少于 2 人，并应当出示证件。监督检查、调查的人员少于 2 人或者未出示证件的，被监督检查、调查的单位和个人有权拒绝。

【訳文】外貨管理機関が法により監督検査又は調査を行うときは、監督検査又は調査の担当者は2人を下回ってはならず、かつ、証明書を提示しなければならない。監督検査又は調査の担当者が2人を下回り、又は証明書を提示しないときは、監督検査又は調査を受ける法人その他の団体及び個人は、これを拒否する権利を有する。

第三十五条

【原文】有外汇经营活动的境内机构，应当按照国务院外汇管理部门的规定报送财务会计报告、统计报表等资料。

【訳文】外貨経営活動を行う境内機構は、国务院外貨管理部門の規定に従い、財務会計報告、統計報表等の資料を報告しなければならない。

第三十六条

【原文】经营外汇业务的金融机构发现客户有外汇违法行为的，应当及时向外汇管理机关报告。

【訳文】外貨業務を經營する金融機関は、顧客に外貨違法行為があることを発見したときは、速やかに外貨管理機関に報告しなければならない。

第三十七条

【原文】国务院外汇管理部门为履行外汇管理职责，可以从国务院有关部门、机构获取所必需的信息，国务院有关部门、机构应当提供。

国务院外汇管理部门应当向国务院有关部门、机构通报外汇管理工作情况。

【訳文】国务院外貨管理部門は、外貨管理の職責を履行するため、国务院の關係部門及び機構から必要な情報を取得することができ、国务院の關係部門及び機構は、これを提供しなければならない。

国务院外貨管理部門は、国务院の關係部門及び機構に外貨管理業務の状況を通報しなければならない。

第三十八条

【原文】任何单位和个人都有权举报外汇违法行为。

外汇管理机关应当为举报人保密，并按照规定对举报人或者协助查处外汇违法行为有功的单位和个人给予奖励。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、外貨違法行為を通報する権利を有する。

外貨管理機関は、通報者の秘密を守り、かつ、規定に従い、通報者又は外貨違法行為の調査処分に協力して功績のあった法人その他の団体及び個人に対して報奨を与えなければならない。

第 7 章 法律責任（第七章 法律责任）

第三十九条

【原文】有违反规定将境内外汇转移境外，或者以欺骗手段将境内资本转移境外等逃汇行为的，由外汇管理机关责令限期调回外汇，处逃汇金额 30% 以下的罚款；情节严重的，处逃汇金额 30% 以上等值以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】規定に違反して境内の外貨を境外に移転し、又は欺瞞的手段により境内の資本を境外に移転する等の外貨逃避行為をした者は、外貨管理機関が期限を定めて外貨を回収するよう命じ、外貨逃避額の 30 パーセント以下の過料に処する。情状が重いときは、外貨逃避額の 30 パーセント以上同額以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第四十条

【原文】有违反规定以外汇收付应当以人民币收付的款项，或者以虚假、无效的交易单证等向经营结汇、售汇业务的金融机构骗购外汇等非法套汇行为的，由外汇管理机关责令对非法套汇资金予以回兑，处非法套汇金额 30% 以下的罚款；情节严重的，处非法套汇金额 30% 以上等值以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】規定に違反して人民元で受払いすべき金銭を外貨で受け払いし、又は虚偽若しくは無効の取引証憑等により外貨の買取及び売渡の業務を経営する金融機関から外貨を詐取して購入する等の不法な外貨取得行為をした者は、外貨管理機関が不法に取得した外貨資金の再交換を命じ、不法に取得した外貨の金額の 30 パーセント以下の過料に処する。情状が重いときは、不法に取得した外貨の金額の 30 パーセント以上同額以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第四十一条

【原文】违反规定将外汇汇入境内的，由外汇管理机关责令改正，处违法金额 30% 以下的罚款；情节严重的，处违法金额 30% 以上等值以下的罚款。

非法结汇的，由外汇管理机关责令对非法结汇资金予以回兑，处违法金额 30% 以下的罚款。

【訳文】規定に違反して外貨を境内に送金した者は、外貨管理機関が是正を命じ、違法金額の 30 パーセント以下の過料に処する。情状が重いときは、違法金額の 30 パーセント以上同額以下の過料に処する。

不法に外貨を売却して人民元に換えた者は、外貨管理機関が不法に外貨売却した資金の再交換を命じ、違法金額の 30 パーセント以下の過料に処する。

第四十二条

【原文】违反规定携带外汇出入境的，由外汇管理机关给予警告，可以处违法金额 20% 以下的罚款。法律、行政法规规定由海关予以处罚的，从其规定。

【訳文】規定に違反して外貨を携帯して出入境した者は、外貨管理機関が警告を与え、違法金額の 20 パーセント以下の過料に処することができる。法律又は行政法規により税関が処罰すると定められているときは、その定めによる。

第四十三条

【原文】有擅自对外借款、在境外发行债券或者提供对外担保等违反外债管理行为的，由外汇管理机关给予警告，处违法金额 30% 以下的罚款。

【訳文】無断で対外借入れをし、境外で債券を発行し、又は対外保証を提供する等の対外債務管理に違反する行為をした者は、外貨管理機関が警告を与え、違法金額の 30 パーセント以下の過料に処する。

第四十四条

【原文】违反规定，擅自改变外汇或者结汇资金用途的，由外汇管理机关责令改正，没收违法所得，处违法金额 30% 以下的罚款；情节严重的，处违法金额 30% 以上等值以下的罚款。

有违反规定以外币在境内计价结算或者划转外汇等非法使用外汇行为的，由外汇管理机关责令改正，给予警告，可以处违法金额 30% 以下的罚款。

【訳文】規定に違反して、無断で外貨又は外貨売却により得た資金の用途を変更した者は、外貨管理機関が是正を命じ、違法所得を没収し、違法金額の 30 パーセント以下の過料に処する。情状が重いときは、違法金額の 30 パーセント以上同額以下の過料に処する。

規定に違反して境内で外国通貨により価格表示若しくは決済をし、又は外貨を振り替える等の不法な外貨使用行為をした者は、外貨管理機関が是正を命じ、警告を与え、違法金額の 30 パーセント以下の過料に処することができる。

第四十五条

【原文】私自买卖外汇、变相买卖外汇、倒买倒卖外汇或者非法介绍买卖外汇数额较大的，由外汇管理机关给予警告，没收违法所得，处违法金额 30% 以下的罚款；情节严重的，处违法金额 30% 以上等值以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】私的に外貨を売買し、形を変えて外貨を売買し、外貨を転売し、又は外貨売買を不法に仲介し、その額が比較的大きい者は、外貨管理機関が警告を与え、違法所得を没収し、違法金額の 30 パーセント以下の過料に処する。情状が重いときは、違法金額の 30 パーセント以上同額以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第四十六条

【原文】未经批准擅自经营结汇、售汇业务的，由外汇管理机关责令改正，有违法所得的，没收违法所得，违法所得 50 万元以上的，并处违法所得 1 倍以上 5 倍以下的罚款；没有违法所得或者违法所得不足 50 万元的，处 50 万元以上 200 万元以下的罚款；情节严重的，由有关主管部门责令停业整顿或者吊销业务许可证；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

未经批准经营结汇、售汇业务以外的其他外汇业务的，由外汇管理机关或者金融业监督管理机构依照前款规定予以处罚。

【訳文】承認を得ずに無断で外貨の買取及び売渡の業務を經營した者は、外貨管理機関が是正を命じ、違法所得があるときはこれを没収し、違法所得が 50 万元以上であるときは違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。違法所得がないとき又は違法所得が 50 万元に満たないときは、50 万元以上 200 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、関係主管部門が営業停止・整頓を命じ、又は業務許可証を取り消す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

承認を得ずに外貨の買取及び売渡の業務以外のその他の外貨業務を經營した者は、外貨管理機関又は金融业監督管理機構が前項の規定により処罰する。

第四十七条

【原文】金融机构有下列情形之一的，由外汇管理机关责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；情节严重或者逾期不改正的，由外汇管理机关责令停止经营相关业务：

- （一）办理经常项目资金收付，未对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查的；
- （二）违反规定办理资本项目资金收付的；
- （三）违反规定办理结汇、售汇业务的；
- （四）违反外汇业务综合头寸管理的；
- （五）违反外汇市场交易管理的。

【訳文】金融機関が次のいずれかに該当するときは、外貨管理機関が期限を定めて是正を命じ、違法所得を没収し、20万元以上100万元以下の過料を併科する。情状が重いとき又は期限を過ぎてても是正しないときは、外貨管理機関が関連業務の経営の停止を命ずる。

- (1) 経常項目の資金の受払いを取り扱うに当たり、取引証憑の真実性及びそれと外貨収支との一致性について合理的な審査を行わなかったとき。
- (2) 規定に違反して資本項目の資金の受払いを取り扱ったとき。
- (3) 規定に違反して外貨の買取及び売渡の業務を取り扱ったとき。
- (4) 外貨業務の総合持高管理に違反したとき。
- (5) 外国為替市場の取引管理に違反したとき。

第四十八条

【原文】有下列情形之一的，由外汇管理机关责令改正，给予警告，对机构可以处30万元以下的罚款，对个人可以处5万元以下的罚款：

- (一) 未按照规定进行国际收支统计申报的；
- (二) 未按照规定报送财务会计报告、统计报表等资料的；
- (三) 未按照规定提交有效单证或者提交的单证不真实的；
- (四) 违反外汇账户管理规定的；
- (五) 违反外汇登记管理规定的；
- (六) 拒绝、阻碍外汇管理机关依法进行监督检查或者调查的。

【訳文】次のいずれかに該当する者は、外貨管理機関が是正を命じ、警告を与え、機構に対しては30万元以下の過料に、個人に対しては5万元以下の過料に処することができる。

- (1) 規定に従って国際収支統計申告をしなかったとき。
- (2) 規定に従って財務会計報告、統計報表等の資料を報告しなかったとき。
- (3) 規定に従って有効な証憑を提出せず、又は提出した証憑が真実でないとき。
- (4) 外貨口座管理の規定に違反したとき。
- (5) 外貨登記管理の規定に違反したとき。
- (6) 外貨管理機関が法により行う監督検査又は調査を拒み、又は妨げたとき。

第四十九条

【原文】境内机构违反外汇管理规定的，除依照本条例给予处罚外，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，应当给予处分；对金融机构负有直接责任的董事、监事、高级管理人员和其他直接责任人员给予警告，处5万元以上50万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】境内機構が外貨管理規定に違反したときは、この条例により処罰するほか、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して処分を与えなければならない。金融機関の

直接責任を負う取締役、監査役、高級管理職及びその他の直接責任者に対しては、警告を与え、5万元以上50万元以下の過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第五十条

【原文】 外汇管理机关工作人员徇私舞弊、滥用职权、玩忽职守，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。

【訳文】 外貨管理機関の職員が私情にとらわれて不正を行い、職権を濫用し、又は職務を怠り、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。まだ犯罪を構成しないときは、法により処分を与える。

第五十一条

【原文】 当事人对外汇管理机关作出的具体行政行为不服的，可以依法申请行政复议；对行政复议决定仍不服的，可以依法向人民法院提起行政诉讼。

【訳文】 当事者は、外貨管理機関がした具体的行政行為に不服があるときは、法により行政不服審査を申し立てることができる。行政不服審査の決定になお不服があるときは、法により人民法院に行政訴訟を提起することができる。

第8章 附則（第八章附則）

第五十二条

【原文】 本条例下列用语的含义：

（一）境内机构，是指中华人民共和国境内的国家机关、企业、事业单位、社会团体、部队等，外国驻华外交领事机构和国际组织驻华代表机构除外。

（二）境内个人，是指中国公民和在中华人民共和国境内连续居住满1年的外国人，外国驻华外交人员和国际组织驻华代表除外。

（三）经常项目，是指国际收支中涉及货物、服务、收益及经常转移的交易项目等。

（四）资本项目，是指国际收支中引起对外资产和负债水平发生变化的交易项目，包括资本转移、直接投资、证券投资、衍生产品及贷款等。

【訳文】 この条例における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

（1）境内機構とは、中華人民共和国の境内の国家機関、企業、事業単位、社会团体、部隊等をいう。ただし、外国の在中国外交・領事機関及び国際組織の在中国代表機関を除く。

（2）境内個人とは、中国公民及び中華人民共和国の境内に継続して満1年居住している外国人をいう。ただし、外国の在中国外交官及び国際組織の在中国代表を除く。

（3）経常項目とは、国際収支のうち、貨物、サービス、所得及び経常移転に関わる取引項目等をいう。

（4）資本項目とは、国際収支のうち、対外資産及び対外負債の水準に変化を生じさせる取引項目をいい、資本移転、直接投資、証券投資、派生商品及び貸付等を含む。

第五十三条

【原文】非金融机构经营结汇、售汇业务，应当由国务院外汇管理部门批准，具体管理办法由国务院外汇管理部门另行制定。

【訳文】非金融機関が外貨の買取及び売渡の業務を經營するときは、國務院外貨管理部門の承認を得なければならない。具体的な管理弁法は、國務院外貨管理部門が別に制定する。

第五十四条

【原文】本条例自公布之日起施行。

【訳文】この条例は、公布の日から施行する。